

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 (自治防災課) 4
- 亀岡市手数料徴収条例の一部改正 (市民課) 5

—— 規 則 ——

- 通勤手当支給規則の一部改正 (人事課) 6
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢福祉課) 6

—— 告 示 ——

- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 8
- 亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正 (人事課) 8
- 令和2年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率 (保険医療課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 9
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 10
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 11

- 亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正 (保険医療課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 13
- 公示送達 (保険医療課) 13

—— 訓 令 ——

- 亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部改正 (人事課) 15

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 16
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 19
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 20
- 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者の選定 (総務課) 23
- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 24
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 28

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄**—— 告 示 ——**

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 30
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 30
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 30
- 選挙人名簿抄本閲覧の状況 31
- 在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 33

農業委員会欄**—— 公 告 ——**

- 令和2年6月定例総会の開催 33
- 令和2年7月定例総会の開催 34

上下水道部欄**—— 告 示 ——**

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 34
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 35

公布された条例のあらまし

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めることとした。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	円	円	円
	12,440	13,320	14,200
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440
	10,600	11,500	12,400
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670
	8,800	9,700	10,600

上段：改正後
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例要綱

- 1 マイナンバーに係る通知カードが廃止されたため、通知カードの再交付手数料の規定を削除することとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 関係条例を改正することとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に「（以下「事故発生日」という。）」を加え、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4及び第4条中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「

円 12,400	円 13,300	円 14,200
円 10,600	円 11,500	円 12,400
円 8,800	円 9,700	円 10,600

」

を

「

円 12,440	円 13,320	円 14,200
円 10,670	円 11,550	円 12,440
円 8,900	円 9,790	円 10,670

」

に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和2年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和2年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成12年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第26号を次のように改める。

㉞ 削除

第4条第1項中「申請があった際」を「申請、交付又は閲覧の際」に改め、同条第2項中「申請を受理できない」を「市長が特に必要と認める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀岡市水道事業給水条例の一部改正)

2 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「申込み」の次に「又は交付」を加える。

(亀岡市下水道条例の一部改正)

3 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「申請の際」を「申請又は交付の際」に改める。

「揭示済」

規則

通勤手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和33年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号中「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第16条第2項において「休職等となった場合」という。）」に改める。

第16条第2項を次のように改める。

2 月の中途において休職等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第27号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等）

第3条 条例附則第10条に規定する市長が別に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この条において「世帯の主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この条において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当するこ

と。

ア 世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した金額）が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 条例附則第10条の規定により適用する条例第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 当該第1号被保険者の保険料額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額
- C 世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額
- D 次の表の左欄に掲げる世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減免割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

3 前項に規定する場合における条例第10条第2項の申請書については、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和2年6月8日令和2年亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第146号

亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第3号を次のように改める。

(3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

第4条第1項中「努める」を「関し、必要な措置を講ずる」に改め、後段を削り、同条第2

項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 任命権者は、当該部局に属する職員が他の部局に属する職員（以下「他部局の職員」という。）からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他部局の職員に係る任命権者に対し、当該他部局の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他部局の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた任命権者は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

3 任命権者は、ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。第5条第1項を次のように改める。

職員は、ハラスメントをしてはならない。

第5条第2項中「管理する地位にある者」を「管理し、又は監督する地位にある者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前条第4項の定めるところを十分認識して行動するよう努めなければならない。第6条第1項を次のように改める。

任命権者は、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

第6条第2項中「任命権者は」の次に「、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。この場合において、特に」を加え、「職員となった者に対し、」を「職員となった者に」に、「理解させるため、及び」を「理解させること及び」に、「市長が定める職員に対し」を「市長が定める職員に」に改め、「役割」の次に「及び技能」を加え、

「理解させるために、研修を実施する」を「理解させることに留意する」に改める。

第7条第2項中「市長が苦情相談への対応について定める指針」を「第4条第4項の定めるところ」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第147号

令和2年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の7.27
被保険者均等割	24,500円
世帯別平等割	16,920円
世帯別平等割半額	8,460円
世帯別平等割4分の3額	12,690円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.78
被保険者均等割	9,250円

世帯別平等割	6,390円
世帯別平等割半額	3,200円
世帯別平等割4分の3額	4,800円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.69
被保険者均等割	11,050円
世帯別平等割	5,560円

「揭示済」

亀岡市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大西 淳裕

2 変更年月日

令和2年4月5日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月3日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町土田区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 安達 義典
- 2 変更年月日
令和2年5月10日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町法貴区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 八木 孝司
- 2 変更年月日
令和2年5月4日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町下ノ谷区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 鈴木 靖
- 2 変更年月日
令和2年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町江島里区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野々村 豊

2 変更年月日

令和2年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第153号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月5日

亀岡市長 桂川孝裕

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免に係る特例）

2 条例第25条第1項第1号の規定により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の影響により収入が減少した被保険者等に対して減免を行う場合の適用基準、減免対象保険料及び減免割合は、別表第2のとおりとする。

（2以上の減免事由に該当する場合の措置）

3 第3条及び附則第2項の場合において、被保険者等が別表第1及び別表第2のうち2以上の適用基準に該当するときは、減免割合の最も大きいものを適用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（附則第2項関係）

適用基準	減免対象保険料	減免割合												
<p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</p>	<p>令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（所得割、均等割、平等割） ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分から令和3年3月分までの保険料とする。</p>	<p>10分の10</p>												
<p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の(1)から(3)までの全てに該当する世帯</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>(2) 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。</p> <p>(3) 減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</p>	<p>令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの（所得割、均等割、平等割） ただし、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分から令和3年3月分までの保険料とする。</p>	<p>1 減免額 2で算出した対象保険料額に、3の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額</p> <p>2 対象保険料額 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）を乗じて、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額を除して得た額</p> <p>3 前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合</p> <table border="1" data-bbox="810 734 1193 947"> <thead> <tr> <th>世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額区分</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>10分の10</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下であるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を減免する。</p> <p>(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料軽減を行うこととし、この規定による給与収入の減少による保険料の減免は行わない。</p> <p>非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定する。</p> <p>ア 2の対象保険料額の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度を適用した後の所得を用いる。</p> <p>イ 3の前年の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いる。</p>	世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額区分	減免割合	300万円以下であるとき	10分の10	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円以下であるとき	10分の2
世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額区分	減免割合													
300万円以下であるとき	10分の10													
400万円以下であるとき	10分の8													
550万円以下であるとき	10分の6													
750万円以下であるとき	10分の4													
1,000万円以下であるとき	10分の2													

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年2月1日から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第154号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町中町区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 井上 洋一
- 2 変更年月日
令和2年5月9日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

「西町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 戸根 武志
- 2 変更年月日
令和2年4月29日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第156号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年6月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成31年度 随1期	国民健康保険料	省略	省略
2	更正通知書	平成31年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
14	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	平成31年度 第10期	国民健康保険料	省略	省略
17	決定通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針（平成16年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4の第1項第15号の次に次の1号を加える。

(16) パワー・ハラスメント

ア パワー・ハラスメント（亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱（平成23年亀岡市告示第134号）第2条第3号に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積

による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

第4の第1項（注）中「処分」の前に「(14)及び(16)に関する事案について」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第35号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年6月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 工事番号 | 水施工第2号 |
| (2) 工事名 | 犬甘野配水池進入防護柵等補強工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市西別院町地内外 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 場内進入防護柵整備工事 4箇所 |
| (6) 予定価格（税込） | 3,927,000円 |
| | 【入札書比較価格（税抜） 3,570,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から120日間 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 無 |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 不要 |
| (13) 支給材料及び貸与品 | 無 |
| (14) 契約書の要否 | 要 |

2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、

随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。
また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。（ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。）

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年6月10日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和2年6月10日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年6月16日（火） 午前9時から午後5時まで 令和2年6月17日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年6月18日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年6月15日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年6月19日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年6月23日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年6月25日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年6月26日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年6月29日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年6月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第37号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学及び高等専門学校を含む。)において土木に関する専門課程を修得し卒業した人又は令和3年3月31日までに修得し卒業する見込みの人(行政独立法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和3年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

(1) 方法

個別面接試験、論文試験

(2) 日時・場所

令和2年7月20日（月）午前9時20分から『亀岡市役所』において行う。

(3) 1次試験合格発表

令和2年7月下旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

(2) 日時・場所

令和2年8月上旬に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

(3) 2次試験合格発表

令和2年8月中旬（予定）に合格者へ通知する。

5 3次試験

(1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

(2) 日時・場所

令和2年8月下旬に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

令和2年9月上旬頃（予定）に合格者へ通知する。

7 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和3年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和4年3月31日までとする。

8 給与

（令和2年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	土木
大学卒	193,132円
短大卒	175,854円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（84円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

エ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、令和2年6月15日（月）から令和2年7月6日（月）まで受け付ける。
締切日を7月6日（月）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止・延期することがある。

なお、中止・延期の場合は市ホームページにて掲載する。

11 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第38号

次期「亀岡市情報化推進計画」策定等支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年6月18日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

次期「亀岡市情報化推進計画」策定等支援業務委託

(2) 業務の目的

平成28年3月に策定した「亀岡市情報化推進計画」の期間が終了することから、本市の情報化における基本的な考え方や、今後の方向性を示すものであるとともに、平成28年12月に公布・施行された官民データ活用推進基本法に規定する、亀岡市版官民データ活用推進計画を踏まえた情報化推進計画として策定することとしている。

本業務は、現在策定を進めている本市の最上位計画の第5次亀岡市総合計画を踏まえ、本市の情報化をより効果的に推進する計画を策定するため、ICTに関する高度な知識を有する事業者から、現状把握（調査・課題整理）の実施、分析・検討（基本方針・目標等の設定）の実施、現行計画の検証、官民データ活用推進計画の調整、各種資料の作成、検討会の運営、報告書の作成、計画（素案含む。）案の作成等に関する業務支援を受けるものである。

また、具体的な検討を行うため庁内に計画策定検討会を設置し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の「地方支援アド

バイザー」等から専門的なアドバイスや提言を受けることとしている。

(3) 委託契約の期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務の内容

次期「亀岡市情報化推進計画」策定等支援業務委託仕様書のとおり。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

2 その他

詳細は、次期「亀岡市情報化推進計画」策定等支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第39号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年6月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--|--------------|-------------------------|
| (1) 工事番号 | 水配替第1号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（17工区） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | DSNS φ 600 | L = 94.3m |
| | | D1NS φ 400 | L = 36.9m |
| | | D1NS φ 300 | L = 58.1m |
| | | D1NS φ 250 | L = 60.0m |
| | | D1NS φ 200 | L = 44.3m |
| | | D1NS φ 100 | L = 8.5m |
| | | D1NS φ 75 | L = 8.0m |
| | 電磁流量計 | φ 400 | N = 1箇所 |
| | 流量計 | φ 200 | N = 1箇所 |
| | 舗装本復旧 | As (t = 5cm) | A = 1,328m ² |
| (6) 予定価格（税込） | 121,297,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 110,270,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から200日間 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者ないし3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合、全ての構成員が30パーセント以上、3者による共同企業体の場合、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事がなくないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工

事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成31年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3.配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年6月23日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年6月23日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年6月30日（火） 午前9時から午後5時まで 令和2年7月1日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年7月2日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年6月29日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年7月3日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年7月7日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和2年7月9日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年7月10日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年7月13日（月） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 本案件を落札された業者は、他の特定建設工事共同企業体(JV)による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成

届が提出された場合は入札に参加することができる。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第40号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年6月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
亀岡市篠町馬堀広道11の4、12の2、13の1、54

(関連区域)

亀岡市篠町馬堀広道12の3の一部、12の4の一部、伊賀ノ辻1の41の一部、2の4の一部、3の3の一部、市有地、府有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻4

松本 雅善

亀岡市篠町馬堀北垣内59

山田 敦子

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

齊 藤 一 義
 山 本 由美子
 並 河 愛 子
 菱 田 光 紀
 塚 本 政 雄
 松 井 やす子
 前 河 秀 秋
 坂 本 真 一
 越 田 哲 史
 川 勝 啓 史
 長 谷 隆 行

亀岡市防災会議委員に委嘱します
 任期は令和4年5月31日までとします

西 垣 光

亀岡市市医に委嘱します

西 垣 光

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

令和2年6月1日

(各 通)

青 山 公 三
 浅 田 信 仁
 石 山 耐 子
 今 里 佳奈子
 大 槻 正 一
 川 勝 啓 史
 岸 耕 二
 木 村 好 孝
 楠 善 夫
 黒 田 賢 次
 坂 本 信 雄
 渋谷 幸 雄
 鈴 木 康 久
 多 胡 麻 衣
 塚 本 政 雄
 手 塚 恵 子

(各 通)

原 雄 一
 原 田 禎 夫
 前 田 正 史
 三 宅 基 子

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します

令和2年6月5日

樋 垣 諒

亀岡市市医に委嘱します

令和2年6月17日

高 木 敏 男

亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します

任期は令和4年6月18日までとします

令和2年6月19日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第5号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 476人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第6号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 598人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第7号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 299人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第8号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

1	閲覧年月日	平成31年4月23日～25日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	本梅町、宮前町及び東本梅町
2	閲覧年月日	令和元年5月7日～9日 令和元年5月13日～14日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1、第2、第40投票区
3	閲覧年月日	令和元年5月16日～17日 令和元年5月28日～29日
	閲覧申出者の氏名	長澤 満
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	南つつじヶ丘大葉台、桜台
4	閲覧年月日	令和元年5月27日～31日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————

	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	安町、河原町、余部町、宇津根町、北河原町1丁目、同2丁目
5	閲覧年月日	令和元年6月18日
	閲覧申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿1-19-15
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	公益財団法人 明るい選挙推進協会 会長 佐々木 毅
	閲覧に係る選挙人の範囲	篠町夕日ヶ丘1丁目、同2丁目
6	閲覧年月日	令和元年6月13日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	安町、河原町、余部町、宇津根町、北河原町1丁目、同2丁目
7	閲覧年月日	令和元年9月3日
	閲覧申出者の氏名	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	日本経済新聞社 東京本社編集局長 井口 哲也
	閲覧に係る選挙人の範囲	千代川町小川2丁目、同3丁目
8	閲覧年月日	令和元年10月29日
	閲覧申出者の氏名	朝日新聞東京本社 社長 渡辺 雅隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	調査研究
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	第1投票区

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第9号

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第6号

令和2年6月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年6月3日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日 時
令和2年6月8日（月）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 3階
302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 令和2年6月農用地利用集積計画
 - ・第4号議案 令和2年6月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）
 - ・第5号議案 令和元年度亀岡市農業委員会事業報告
 - ・第6号議案 令和2年度亀岡市農業委員会事業計画（案）
 - ・第7号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の設定について

- ・第8号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第7号

令和2年7月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年6月30日

亀岡市農業委員会
会長 酒井省五

記

- 1 日時
令和2年7月3日（金）
午後1時30分から
- 2 場所
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議題
 - ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
 - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第5号議案 非農地証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第10号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
300	株式会社 ツボサカ	代表取締役 壺阪 力	兵庫県神戸市西区 福吉台2-25-17

2 指定日

令和2年6月1日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第11号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

令和2年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
301	株式会社 ユーサーブ	代表取締役 壺阪 慎也	兵庫県神戸市西区 福吉台2-25-17

2 指定日

令和2年6月1日

「揭示済」